

経 済 産 業 省

平成17・02・21原院第1号

平成 1 7 年 4 月 1 日

認定学校に係る認定等の運用について（内規）

経済産業省原子力安全・保安院長 松永 和夫

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第1条第1項に規定する認定学校に係る認定等の運用について（内規）を、別添のとおり定める。

(別添)

認定学校に係る認定等の運用について(内規)

上記の件について、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令(昭和40年通商産業省令第52条。以下「省令」という。)第1条第1項に規定する認定学校に係る認定等の運用について、以下のとおり定める。

なお、平成11年4月1日付け「学校認定等の運用について」(公益事業部電力技術課)は廃止する。

(学校認定の事務処理)

1. 産業保安監督部長(産業保安監督部の支部長、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長又は那覇産業保安監督事務所長を含む。以下同じ。)は、省令第1条第3項の規定に基づく学校認定申請書(以下「申請書」という。)の処理については次による。

- (1) 審査の結果、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第1条第1項の規定による電気主任技術者免状に係る学校等の認定基準(平成14・2・22原第5号。以下「認定基準」という。)に適合すると認められるものについては、省令第1条第1項に規定する経済産業大臣の認定を受けた教育施設(以下「認定校」という。)として認定し、官報掲載依頼を原子力安全・保安院長あて進達すること。
- (2) 省令第1条の4の規定により認定校が官報に掲載されたときは、その旨を様式1により当該認定校に通知するものとする。

2. 産業保安監督部長は、省令第1条の2に基づく学校認定に係る変更届出書(以下「変更届出書」という。)の処理については次による。

- (1) 認定基準に適合しないと認められるものについては、その旨学校に通知し、適合するように指導すること。
- (2) 変更届出の内容が、省令第1条の2第1号(学校名及び所在地の変更)に係るものについては、官報掲載依頼を原子力安全・保安院長あて進達すること。
- (3) 省令第1条の4の規定により認定校の記載事項の変更が官報に掲載されたときは、その旨を学校等に通知するものとする。
- (4) 変更届出の内容が、省令第1条の2第3号に規定する関係学科のうち、科目又は科目別授業内容若しくは履修単位に関する変更のときは、内容について認定基準に適合しないものでないことを確認することとする。

(単位取得証明書)

3. 申請書及び変更届出書(省令第1条の2第3号の変更に関わるものに限る。)を受理する場合は、省令様式第7の単位取得証明書を添付するよう指導し、記載方法が正しいことを確認する。また、単位取得証明書の発行に当たっては、常に学校認定の際に定められた様式に従うよう指導すること。

(単位取得証明書様式の書き方)

4．単位取得証明書の書き方は次によること。

- (1) 科目欄は、必ず開設しなければならない授業科目を記載させ、科目は、その他の授業科目を記載すること。
- (2) 編入学の場合には、編入年次及び編入前学校名（学部及び学科名を含む。）を入学年月日の下に記入させること。
- (3) 認定校の名称が変更されている場合においては、旧学校名を併記させること。
- (4) 科目等履修生として取得した科目にあっては、取得単位欄に取得年月及びその旨を明記させること。
- (5) 認定大学の設置者が設置する大学院において必要単位を履修し取得した場合には、卒業した大学名（学部及び学科を含む。）、大学卒業年月日及び大学院修了年月日を記載させること。

（学校認定申請時期）

5．学校認定申請時期は、原則として申請に係るカリキュラムを適用しようとする入学年次の学期が始まる前までに行うこと。ただし、書類等により認定基準に適合することが認められる場合にあっては、最長、入学した学生又は生徒がその認定基準に従って標準的な課程を履修し卒業する前までに申請することができるものとする。

（認定等に係る立入調査）

6．申請又は届出後の立入調査の実施

- (1) 認定申請に係るものにおいては、書面審査において認定基準を満たしている場合、当該施設等に立入調査を実施し、認定基準に適合しているか調査すること。5．のただし書きの場合、その立入調査の時期は、認定を行おうとする入学年次の学生又は生徒が卒業する年度までに行うこと。
- (2) 変更届出書を受理した場合は、次に掲げる場合に立入調査を行うこと。また、その時期は、変更に係る事項の変更後1年以内に行うこと。
 - イ．学校等が移転した場合
 - ロ．設備の変更が1割以上の場合

（立入調査）

7．認定校の立入調査の実施について、産業保安監督部（産業保安監督部の支部、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署及び那覇産業保安監督事務所を含む。以下同じ。）毎に年度計画を定め、定期的（5年に1度以上）に立入調査（以下「定期立入調査」という。）を行うこと。また、産業保安監督部長は、必要があると認めたときは、臨時に立入調査（以下「臨時立入調査」という。）を行うものとする。

ただし、6．で規定する立入調査及び臨時立入調査は、定期立入調査に代えることができる。なお、同一の学校法人又は準学校法人が同一又は隣接して構内に2以上の認定校を有する場合は、原則として同時に行うこととする。

（データの作成と保管及び管理）

8 . 産業保安監督部は、認定した場合、次に掲げる事項を台帳に記載し保管するとともに、データベースに所要の事項を遅滞なく入力すること。変更届出書が提出された場合には、変更届出に係る事項を修正すること。

申請年月日

学校等の名称及び所在地

申請に係わる主任技術者免状の種類

学部等

認定年月日又は廃止年月日

関係学科の科目別授業内容及び開講（予定）履修単位

関係学科教員の資格及び数（申請時に添付する必要があるとして省令に規定される学校等に係るものは除く。）

関係学科の実験設備及び実習設備

単位取得証明書様式

学校教育法における位置付け

立入調査実施記録

その他指導等

（立入調査の事務処理要領）

9 . 立入調査については、以下に基づき行うこととする。

（調査通知）

（1）産業保安監督部長は、立入調査を実施する場合は、学校側と日時等について調整の上、予め様式3により文書にて学校等の長に通知すること。

（調査立会い）

（2）立入調査の実施時には、関係学科の長又はこれと同等以上の者の立会いを要請すること。

（調査実施時間）

（3）実験実習設備等に係る調査は授業に支障のないように実施できるよう調整すること。また、原則2名で実施すること。

（調査の中止）

（4）調査官は立入の拒否、事故その他の事情により調査が困難となった場合は、調査を中止すること。

（調査官の義務）

（5）調査官は調査の実施の当たって、次の事項に配慮すること。

イ．認定基準への適合の確認に必要な限度を超えることのないこと。

ロ．知り得た機密の保持。

ハ．学校側の協力のもとに行い、その振る舞いには品位及び節度を保つこと。

(立入調査の結果について)

(6) 調査官は、立入調査終了後、遅滞なく産業保安監督部長に調査結果を報告するものとする。(認定時にあつては様式4、変更時にあつては様式5、定期又は臨時にあつては様式6を用いること。)

(7) 産業保安監督部長は、認定若しくは変更に係る立入調査又は定期若しくは臨時立入調査による結果を、一括して取りまとめ保管するとともに(10年保存)、認定若しくは変更に係るものにあつては立入調査後に、又は、定期若しくは臨時に係るものにあつては当該年度終了後1か月以内に原子力安全・保安院長に写しを送付すること。

(調査結果の改善指示等)

10. 立入調査の結果、認定基準に適合しないものがあつた場合は、産業保安監督部長は速やかに、改善を指示するものとする。

11. 省令第1条の2に規定する事項を変更したもので、届出の手續きが行われていなかったものについてその事実が明らかになったときは、速やかにその手續きを行なうよう指示するものとする。

12. 産業保安監督部長は、認定校が認定基準に適合せず、かつ、10.の改善指示に従わなかつた場合は、省令第1条の3の規定に基づく処分を行うこと。

(高等学校における総合学科制度の導入に伴う手續)

13. 高等学校が総合学科を認定申請する場合、また認定校が総合学科制度への変更に伴い変更届を提出する場合には、必要単位の履修等に係る制度の概要についての説明書を添付させるとともに様式2の確約書を提出させること。

様式 1

番 号
年 月 日

学校
学校長 殿

産業保安監督部長

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令
第 1 条第 1 項の規定による学校等の認定の通知について

上記の件について、平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があり
ましたが、審査の結果、「学校等の認定基準」に適合していると認められますので、認定校
として認定し、平成 年 月 日付け官報に公示しましたのでお知らせします。

記

認定学科名 学部 学科
平成 年度入学生から適用

(備考)

様式 2

平成 年 月 日

産業保安監督部（ 支部 ）電力安全課長 殿
（中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長）
（那覇産業保安監督事務所保安監督課長）

県立 高等学校
校長

第 3 種電気主任技術者免状に係る学校認定（変更届出）に対する確約書

本校の総合学科を第 3 種電気主任技術者免状に係る認定校としての認定を受けるにあたり、以下のとおり確約します。

（本校は第 3 種電気主任技術者免状の認定校として認められておりますが、平成 年度から総合学科制度を導入するにあたり、以下のとおり確約します。）

- 1 電気主任技術者免状取得希望生徒については、必要な科目及び履修単位を適切なカリキュラムを組むとともに、生徒に対し必要な科目及び単位を指導する。
- 2 総合学科の概要

学校
学校長 殿

産業保安監督部（ 支部 ）長 名
（ 中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長 名 ）
（ 那覇産業保安監督事務所長 名 ）

電気主任技術者免状に係る学校等の認定基準への適合状況に
関する立入調査について（通知）

上記の件について、下記により行いたく、必要な書類の準備並びに当日の協力方お願い
します。

記

1 . 立入調査日時 平成 年 月 日
時から 時まで

2 . 立入調査官 産業保安監督部（ 支部 ）電力安全課
（ 中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署 ）
（ 那覇産業保安監督事務所保安監督課 ）

3 . 準備する関係書類等 (1)学校及び関係学科の設立年月日並びに授業科目の推移に
関する書類
(2)関係学科の入学資格、修業年限及び生徒（学生）の定員
に関する書類
(3)関係学科区分科目別授業内容及び履修単位に関する書類
(4)関係学科の実験設備及び実習設備
(5)単位取得証明書の様式
(6)その他学校認定に係る書類

（備考）夜間の授業を行っている認定校にあっては、昼間で行う旨を明記する。

産業保安監督部（ 支部 ）長 殿
（ 中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長 ）
（ 那覇産業保安監督事務所長 ）

調査官

電気主任技術者免状に係る学校認定のための立入調査報告書

上記の件について、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第 1 条第 1 項の規定に基づく学校認定申請があり、下記により申請者に対する立入調査を行いましたので報告します。

記

1. 調査を行った学校名及び所在地

- (イ) 学校名
- (ロ) 所在地

2. 調査官及び調査年月日

- (イ) 調査官（官職名）
- (ロ) 調査年月日 平成 年 月 日

3. 調査立会者

4. 認定を受けようとする学科名（学部名等）及び免状の種類

- (イ) 学部名等（全日制、定時制等の別）
- (ロ) 免状の種類 第 種電気主任技術者免状

5. 学校及び関係学科（学部等）の設立年月日並びに授業科目の推移

- (イ) 学校等の設立年月日 昭和（平成） 年 月 日
- (ロ) 関係学科の設立年月日 昭和（平成） 年 月 日
- (ハ) 授業科目の推移

6. 調査事項

- (1) 関係学科の入学資格、修業年限及び生徒（学生）の定員等
 - (イ) 入学資格
 - (ロ) 修業年限 年
 - (ハ) 生徒（学生）の定員
- (ニ) 適用する学生（生徒） 平成 年度入学生から適用
- (ホ) 関係学科の教員状況

- (2) 関係学科区分科目別授業内容及び履修単位
 - (イ) 関係学科区分科目別授業内容の適合状況
 - (ロ) 履修単位の適合状況
 - (ハ) その他特記事項

- (3) 関係学科の実験設備及び実習設備
 - (イ) 電気機器実験用設備の適合状況
 - (ロ) 電子・情報工学実験設備及び実習設備の適合状況
 - (ハ) 高電圧試験設備の適合状況
- (ニ) 測定用設備及び計器類設備の適合状況
- (ホ) その他特記事項

- (4) 単位取得証明書様式
 - (イ) 単位取得証明書様式の適正記述状況
 - (ロ) その他特記事項

7 . 結論

8 . その他参考意見

以上

産業保安監督部（ 支部 ）長 殿
（ 中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長 ）
（ 那覇産業保安監督事務所長 ）

調査官

電気主任技術者免状に係る学校認定変更のための立入調査報告書

上記の件について、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第 1 条第 1 項の 2 の規定に基づき学校認定変更申請があり、下記により申請者に対する立入調査を行いましたので報告します。

記

1．調査を行った学校名及び所在地

- (イ) 学校名
- (ロ) 所在地

2．調査官及び調査年月日

- (イ) 調査官（官職名）
- (ロ) 調査年月日 平成 年 月 日

3．調査立会者

4．学部名等及び免状の種類

- (イ) 学部名等（全日制、定時制等の別）
- (ロ) 免状の種類 第 種電気主任技術者免状

5．変更届出事項

6．調査事項（特に変更事項を中心に調査を行うものとする。）

- (1) 関係学科の入学資格、修業年限及び生徒（学生）の定員等
 - (イ) 入学資格
 - (ロ) 修業年限 年

- (ハ) 生徒（学生）の定員
- (ニ) 適用する学生（生徒） 平成 年度入学生から適用
- (ホ) 関係学科の教員状況
- (2) 関係学科区分科目別授業内容及び履修単位
 - (イ) 関係学科区分科目別授業内容の適合状況
 - (ロ) 履修単位の適合状況
 - (ハ) その他特記事項
- (3) 関係学科の実験設備及び実習設備
 - (イ) 電気機器実験用設備の適合状況
 - (ロ) 電子・情報工学実験設備及び実習設備の適合状況
 - (ハ) 高電圧試験設備の適合状況
 - (ニ) 測定用設備及び計器類設備の適合状況
 - (ホ) その他特記事項
- (4) 単位取得証明書様式
 - (イ) 単位取得証明書様式の適正記述状況
 - (ロ) その他特記事項

7 . 結論

8 . その他参考意見

以上

産業保安監督部（ 支部 ）長 殿
（ 中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長 ）
（ 那覇産業保安監督事務所長 ）

調査官

平成 年度に実施した主任技術者の資格等に関する省令
第 1 条第 1 項の規定による認定学校等の立入調査報告書

上記の件について、下記のとおり、定期及び臨時の立入調査を実施したので、学校等の事務処理要領のうち認定校への立入調査要領第 6 項の規定により報告します。

なお、下記の学校については、立入調査の結果、「学校等の認定基準」に適合しており、別段支障ないと認められます。

記

- 1 . 平成 年度に実施した認定学校等の定期立入調査結果一覧表
（ 別紙 1 ）
- 2 . 平成 年度に実施した認定学校等の臨時立入調査結果一覧表
（ 別紙 2 ）

平成 年度に実施した認定学校等の定期立入調査結果一覧表 (別紙1)

調査項目	学校名		
1. 調査実施年月日			
2. 調査実施者名 (官職名) (調査官名)			
3. 調査を行った学校名及びその所在地			
4. 学科名(学部名等) (全日制、定時制等の別)			
5. 免状の種類	第 種電気主任技術者免状	第 種電気主任技術者免状	
6. 審査事項 (1) 関係学科の入学資格 修業年限及び生徒(学生)の定員等 (イ) 入学資格 (ロ) 修業年限 (ハ) 生徒(学生)の定員 (ニ) 適用する学生(生徒)の時期 (ホ) 関係学科の教員状況	平成 年度入学生から適用	平成 年度入学生から適用	平成 年度入学生から適用
(2) 関係学科区分科目別 授業内容及び履修単位 (イ) 関係学科区分科目別 授業内容の適合状況 (ロ) 履修単位の適合状況 (ハ) その他特記状況			
(3) 関係学科の実験設備 及び実習設備 (イ) 電気機器実験用設備 の適合状況 (ロ) 電子・情報工学実験 設備及び実習設備の適合 状況 (ハ) 高電圧試験設備の適 合状況 (ニ) 測定用設備及び計器 類設備の適合状況 (ホ) その他特記事項			

調査項目	学校名	
(4) 単位取得証明書様式 (イ) 単位取得証明書様式 の適正記述状況 (ロ) その他特記事項		
(5) 学校等の認定基準に 適合しない部分の内容 とその理由		
(6) 学校等の認定基準に 適合しない部分の指導 内容		
(7) その他事務処理上特 記すべき事項		

平成 年度に実施した認定学校等の臨時立入調査結果一覧表 (別紙2)

調査項目	学校名		
1. 調査実施年月日			
2. 調査実施者名 (官職名) (調査官名)			
3. 申請学校名及び所在地			
4. 認定を受けている 学科名(学部名等) (全日制、定時制等の別)			
5. 免状の種類	第 種電気主任技術者免状	第 種電気主任技術者免状	
6. 学校及び関係学科(学部等)の設立年月日並びに 授業科目の推移 (イ) 学校等の設立年月日 (ロ) 関係学科の設立年月日 (ハ) 授業科目の推移	昭和(平成) 年 月 日 昭和(平成) 年 月 日	昭和(平成) 年 月 日 昭和(平成) 年 月 日	
7. 審査項目 (1) 関係学科の入学資格 修業年限及び生徒(学生)の定員等 (イ) 入学資格 (ロ) 修業年限 (ハ) 生徒(学生)の定員 (二) 適用する学生(生徒)の時期 (イ) 関係学科区分科目別 授業内容の適合状況 (ロ) 履修単位の適合状況 (ハ) その他特記事項	平成 年度入学生から適用	平成 年度入学生から適用	

調査項目	学校名	
(2) 関係学科の実験設備 及び実習設備 (イ) 電気機器実験用設備 の適合状況 (ロ) 電子・情報工学実験 設備及び実習設備の適 合状況 (ハ) 高電圧試験設備の適 合状況 (ニ) 測定用設備及び計器 類設備の適合状況 (ホ) その他特記事項		
(3) 単位取得証明書様式 (イ) 単位取得証明書様式 の適正記述状況 (ロ) その他特記事項		
(4) 学校等の認定基準に 適合しない部分の内容 とその理由		
(5) 学校等の認定基準に 適合しない部分の指導 内容		
(6) その他事務処理上特 記すべき事項		